



飲用井戸等の水質依頼検査 の受付終了について

飲用井戸等

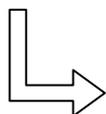
平成27年3月31日をもって、厚生センターでの
飲用井戸等の水質依頼検査の受付を終了します。

今後は、民間の水質検査業者（別添一覧表参照）へ
ご依頼いただきますようお願いいたします。

（民間検査業者によっては採水に来てもらえるなどの体制が整って
います。）

飲用 井戸 等	①一般細菌 ②大腸菌 ③亜硝酸態窒素* ④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
	⑤鉄 ⑥塩化物イオン ⑦硬度 ⑧有機物（全有機炭素（TOC）の量）
	⑨pH値 ⑩味 ⑪臭気 ⑫色度 ⑬濁度（富山県飲用井戸等衛生対策要領）

* 亜硝酸態窒素：平成26年4月1日から追加



1年に1回は、13項目の検査を受けましょう



浴槽水・レジオネラ属菌・プール水など

これらの検査についても、民間の水質検査業者（別添一覧表参照）へご依頼
いただきますようお願いいたします。

浴槽水	①濁度 ②過マンガン酸カリウム消費量 ③大腸菌群 ④レジオネラ属菌
プール水	①pH値 ②濁度 ③過マンガン酸カリウム消費量 ④大腸菌 ⑤一般細菌 ⑥総トリハロメタン

厚生センターでは感染症や食中毒などの行政検査を重点的に取り組みます。

